

委 託 仕 様 書

委 託 名 体育施設・遊器具類保守点検業務委託（中央区・緑区・美浜区）

委託対象校 新宿小学校他 45 校

委託期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 9 月 26 日まで
(保守点検報告書等の提出は令和 7 年 9 月 12 日まで)

1 点検方法

- (1) 1 校当たり体育館内の体育施設・器具、校庭にある体育施設・遊具等すべての備品を別紙保守点検報告書の項目により点検すること。(高所にある器具の点検については、足場等を組み細部まで点検すること)
- (2) 保守点検報告書の点検項目で下記に該当する備品については、撤去・修繕費の見積り（備品の修繕見積りについては、現在使用されている物と同等品とする）及び現場での説明を行うこと。なお、見積金額は令和 7 年 9 月 12 日までに集計すること。
N：要交換（現在は使用できるがワイヤー・その他の部品を交換したほうが長く使用でき、危険も少なくなる。）
E：要補修（現在は使用出来るが、長く使用していると故障する可能性がある）次回点検までは持つが、早めに対応すべきである。
F：要補充（各部品が古くて壊れそうなので、新しい部品と交換したほうが望ましい）次回点検まで持たないため、交換又は補修が必要である。
X：要注意（使用していると危険の為、早急に交換又は補修すること）
D：使用禁止（危険につき使用禁止とし、至急撤去すること）
- (3) 点検後、次の書類を作成し、提出すること（令和 7 年 9 月 12 日までに）。
ア 保守点検報告書
※紙で提出すること。（メンテナンス記号については裏に記載）
イ 体育施設・遊器具類保守点検一覧表
※データで提出すること。
ウ 写真（「体育施設・遊器具類保守点検一覧表」に掲載されたもの）
※データ又は紙、どちらでも提出可。

2 異常箇所に対する対応

軽微な、器具の調整等で対応できるものについては、保守点検の中で修理していくこと。
(それ以上の異常箇所については、別途対応とする)

3 点検する上での注意

- (1) 点検するときには、第三者または施設、設備および備品等に損害を与えないように充分注意して行うこと。
- (2) 損害を与えたときは、これを賠償するものとする。

4 その他

- (1) 各学校の点検日程予定表を事前に学校施設課に提出すること。
- (2) 点検に当たっては各学校と連絡を取り許可を得ること。
- (3) その他学校長の指示に従うこと。
- (4) 保守点検報告書に担当者の検印を受け、控を各学校に渡すこと。
- (5) 保守点検報告書等を提出後、学校施設課と日程調整の上、使用禁止の対象となった体育施設等について現場での説明を行うこと。

※ 報告する上での特例

そのまま使用すると重大な事故を招きかねない異常箇所を発見したときは、点検の完了を待たずに、学校に対し使用禁止の旨を通知すると共に、直ちに学校施設課に報告すること。

※メンテナンス記号定義（保守点検報告書に記載する記号）

✓： 異常なし

A： 注油（ベアリング・滑車他グリースで注油サービス）

T： 締付または調整（ボルト・ナット・ターンバックル他を締付サービス）

C： 取替（各部の部品類を現地で交換出来る範囲で取替サービス）

N： 要交換（現在は使用出来るがワイヤー・その他の部品を交換した方が長く使用でき、危険も少なくなる。）

E： 要補修（現在は使用出来るが長く使用していると故障する可能性がある。）

F： 要補充（各部品が古く壊れそうなので、新しい部品と交換したほうが望ましい。）

X： 要注意（使用していると危険の為、早急に交換又は補修すること。）

D： 使用禁止（危険につき使用禁止とし、至急撤去すること。）